

吹田市環境影響評価審査会（平成 28 年度第 5 回全体会）会議録

日時：平成 29 年 2 月 28 日（火）17：30～19：00

場所：吹田市役所 低層棟 3 階 研修室

出席者

委員：塚本会長、山中副会長、井ノ口委員、小田委員、桑野委員、松井委員、吉田委員、  
米田委員

事務局：中野部長、今川理事、柚山次長、佐藤室長、丸谷主査、小山主査、奥野係員、  
林係員

吹田市：総務予防室 山田参事、地域環境課 林課長、環境保全課 道澤課長、  
開発審査室 木村参事、都市計画室 大椋参事、総務交通室 野口参事  
計画調整室 真壁参事 楠本主幹、市民自治推進室 坂原参事、  
公園みどり室 片山主幹、地域経済振興室 大下室長

事業者：大林新星和不動産株式会社  
株式会社大林組  
株式会社市浦ハウジング&プランニング  
株式会社シードコンサルタント

傍聴者：無し

内容：1 開会

【審議事項】

- 2 （仮称）吹田円山町開発事業
  - (1) 審査会委員の意見に対する事業者見解の補足説明について
  - (2) 事業計画の変更等について
  - (3) 吹田市環境影響評価審査会意見（案）について

事務局（佐藤室長）

それでは、定刻になりましたので、ただいまから吹田市環境影響評価審査会を開催していただきます。本日はお忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、本日は急遽、開催時刻を変更しましたこと、深くお詫び申し上げます。私は環境部環境政策室の佐藤と申します。大変僭越ではございますが、議事に入りますまでの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

開催に先立ちまして、環境部長よりひとことご挨拶申し上げます。

（中野環境部長の挨拶）

事務局（佐藤室長）

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会長

それでは、ただいまから吹田市環境影響評価審査会を開催したいと思います。本日は、諸般の事情により、30分遅らせての開催となり、皆様方にご迷惑をおかけしましたこと、お詫びしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は委員15名のうち、8名のご出席をいただいております。従いまして、審査会開催の成立条件を満たしていることをご報告させていただきたいと思います。

それでは、議事に入っていきたいと思いますが、本日の傍聴希望者は0名だとお伺いしておりますが、よろしいですか。

事務局（佐藤室長）

はい。本日の傍聴希望はございませんでした。

会長

それでは、お手元にごございます次第に沿って進めさせていただきたいと思います。

審議事項2番の「(仮称)吹田円山町開発事業」の審議に入っていきたいと思います。本事業につきましては、先ほど部長の方から簡単にご説明がありましたが、平成28年9月27日に環境影響評価書案についての第1回目の審議を行いました。続いて、昨年末、平成28年12月21日に第2回目の審議を行っておりますので、本日が3回目の審議ということになります。本日は、事務局の方で、前回までに委員の皆様他、市の関係部局、あるいは住民の方々から提出された意見をもとに、「評価書案に対する審査会意見(案)」、つまり、市長からの諮問に対する、「答申(案)」の作成を頂いておりますので、それについての審議が中心になるかと思います。ただ、審査会意見(案)の審議に入ります前に、第2回審査会での意見に対する事業者からの補足説明と、この間に行政協議等がございましたので、その状況について事務局の方から報告を受けたいと思います。

それでは早速ですが、審議事項2(1)審査会委員の意見に対する事業者見解の補足説明についてということで、事務局の方から資料の説明をよろしくお願いいたします。

事務局（丸谷主査）

(配布資料の確認)

(資料1-1～資料1-6をもとに、審査会委員の意見に対する事業者見解の補足説明について説明)

会長

ありがとうございます。それでは、ただいま資料 1-1～資料 1-6 までの説明がありました  
が、何かご質問あるいはご意見等ございますか。特に、資料 1-1 では前回までの意見のま  
とめが入っているかと思うのですけれども。

#### A 委員

資料 1-1、4 ページ目の 16 番についてなんですけれども、補足説明の 3 行目に 37～49dB  
と書かれておまして、頂いた資料 1-4、これは A 特性の音圧レベルになっているんですね。  
低周波が、このごろ問題になることが多いのですけれども、A 特性で測ったのではわからな  
いこともございますので、その点も十分注意していただきたいと思います。また、49dB と  
いうとかなり高い値ですので、その点もご注意をしていただければと思います。

#### 会長

事務局、あるいは事業者の方から何か、これに対するご意見、ご回答はございますか。

#### 株式会社シードコンサルタント

今おっしゃられましたことは、今後、十分留意します。A 特性ということに関しましては、  
ここでは、騒音のことを述べておりますので A 特性で述べております。おっしゃられます  
ように、低周波音につきましては A 特性ではなくて音圧レベル等で考えられているという  
ことは、一応存じ上げているつもりですので、低周波音のことを考える折には、低周波に  
沿った考え方、音圧レベル等で考えていきたいというように思います。

#### A 委員

よろしくお願いたします。それからもう一つ、資料 1-1、5 ページ目のところの、名神  
の影響、前から懸念していたところなのですけれども、名神に面している 5 軒のところ  
があったと思うのですが、そこは購入者が建てるような形ではなくて建売にしてしまっ  
て、十分な防音工事をしたうえで住宅を販売するという形にされた方が、後々問題がない  
のではないかと思います。購入する時はそれほどでもないと思って購入して、自分が建  
ててみた結果、大変うるさい騒音に悩まされるということになって、後から工事すると最  
初から作るよりも費用もかかることとなりますので、できればそういう検討もしていただ  
けたら良いのではないかと思います。

#### 株式会社シードコンサルタント

はい。十分ご意見を参考にさせていただきます。

#### B 委員

騒音レベルの件ですけれど、道路の端から 50m、100m、150m とあるのですが、今回の

エリアの一番端は何メートルのところでしょうか。50mよりも小さいところになっていま  
すか。この資料 1-6 の図面で建物が一番端は何mの辺りでしょうか。

株式会社シードコンサルタント

ちょっと、今手持ち資料の中で、はっきりとした数字がないので、後日またご報告した  
いと思います。

B 委員

要は、50mで52dBとあるのですけれども、一番被害があるといえますか、一番大きいと  
ころでどれくらいあるのかというところを教えてください。

株式会社シードコンサルタント

ご指摘ありがとうございます。また、調べた結果をご報告させていただきたいと思いま  
す。

会長

感覚的にでもわからないですか。オレンジ色のところが50mなのでしょう。そこから2  
～3m位ですか。もちろん、きっちりした計算結果は手元にはないのかもしれませんが、  
も。

株式会社シードコンサルタント

そうですね。名神のところから22、3m位。

会長

22、3m位のところ。それでは、大分大きいですね。

株式会社シードコンサルタント

いずれにしても、計算結果というか数値の方はご報告させていただきます。

会長

よろしいですか。

株式会社シードコンサルタント

すみません。この50mと書いているのは、名神から50mということです。なので、敷地  
境界のところは、それよりも短い、まあ、2、30mだと思いますが、数字の方については、  
またご報告させていただきます。

会長

とりあえず、よろしいですか。他、何かございますか。この資料1関係について。

C委員

すみません、僕が見逃しているのかもしれないのですが、現状の道路騒音のスペクトル分布は見られているのですでしたか。

株式会社シードコンサルタント

周波数分布ということでしょうか。このアセスの中では周波数分析まではやっておりません。

C委員

やっていない。今後やる予定というのはあるのでしょうか。おそらく、相当低音が入ってきていて、この機材、エネファームの出す低音と分離できない可能性があると思います。それで、環境省の「低周波音問題対応の手引書」に記載の物的苦情及び心身に係る苦情に関するそれぞれの評価を行う際に、ちょっと苦労しそうなので、事前に持っておかれた方がいいのではないかなというコメントです。後で評価する時に役に立つと思いますので。

株式会社シードコンサルタント

ご指摘の周波数分析は現状ではやっておりませんし、今後もやる予定ではございませんでした。今のご意見を参考にさせていただきます、検討させていただきます。

C委員

多分というか、そちらの方が支配的になってしまうと思いますので、それを見られた方がいいのではないのでしょうか。

会長

他、何かございますか。よろしいですか。また、後から戻っていただいても結構ですので、資料2の方に入っていきますか。

それでは、資料2について、順にご説明をお願いしたいと思います。それでは事務局、よろしく申し上げます。

事務局（丸谷主査）

（資料2-1～2-5をもとに、事業計画の変更等について説明）

会長

ありがとうございます。それでは、かなり盛りだくさんの資料でしたけれども、どこからでも結構ですので、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

D委員

前回、欠席させていただいたので、聞かれているかわからないのですが、以前もちょっと申し上げましたが、盛土というのは必ず水を入れないというのが、盛土を健全に保つ鉄則なんですけど、今回、こういう住民様からの要望で浸透柵を作られるということで、当然、浸透柵で水を入れても盛土が安定するようにちゃんと配慮されて、建設されるということですね。ちょっと教えていただきたい。

株式会社シードコンサルタント

はい、一応、今回の計画地なんですけれども、大きくみて、切土部分から盛土部分へ土を移すような形で、平均2mか3m位です。で、全体の一次造成で締固めをして、ここは宅地造成規制区域ですが、締固めの密度試験等を管理しながら盛土工事をするを一つ考えております。それで、後、浸透柵の分につきましては、一応、地元の要望があるのですけれども、高盛土で傾斜地のある、また地下水の滑りとか、そういう現況ではないと判断しておりますので、こういう都市部のところなんですけれども、できるだけ地元さんの意向を踏まえて、安全性に配慮して浸透柵の設置を考えております。

D委員

そもそも、垂水の滝とここの造成地の高さ関係って、10mとか20m位の高低があったりするのですか。

株式会社シードコンサルタント

資料と現地を確認すると、ちょうど今回の開発地の造成区域の部分の平均の高さと垂水神社の高さは、垂水神社の滝が若干低いくらいの位置付けになります。ただし、今回の高いところというのは、境界でいきますと標高で40mほどありますので、そこから考えますと、垂水神社の滝の方が低くなります。全体の開発地の北側、東側、その辺が関係してくるということで、全体が神社に影響をするかということ、そうではないのですけれども、地元の方から全体としてそういう機能を、と要望もありますので、安全性も問題ないと判断する中で設置という判断になりました。

D委員

あと、もう1件あるのですが、雨水排水の容量は、排水溝とかの容量を計算されるときに、浸透柵の効果を見込んで計算されているのか、それとも、それを考えずにやられてい

るのかを教えてください。

株式会社シードコンサルタント

考慮はしておりません。これは、市の指導もありまして、まずは、浸透枮を考慮せずに、通常の全体の貯留をどうするかという、そういう計算をしております。

D 委員

こういう物は入れた直後は、能力を発揮されると思うのですが、経年的にみたら、徐々に能力は落ちていくはずなので、安心しました。

会長

他、何かございますか。

それでは、私から、この資料 2-1、2-2、2-3 は、評価書案との関係ではどういう扱いになるのですか。

事務局（丸谷主査）

この資料 2-1、2-2 につきましては、確定をした状況のものを、評価書の方に反映させていただきます。この変わった数字の内容を評価書案から評価書で置き換えます。それに伴って、今日見て頂いていますのは、変更に伴う環境影響がないということにして、そのことを確認していただければ、そのままの評価を評価書に掲載をするという位置づけになっております。それで、資料 2-3 ですけれども、北東部の接続ができるかというのは、事業者からは評価書の段階では、まだおそらく確定しないと聞いており、もし接続できた場合には、条例手続き上は変更届を出していただきます。本来はその時点で必要に応じて、審査会にその内容を諮ったり、ご報告させていただいたりするのですが、もうすでに想定できるものですので、今日ご報告させていただいております。今後、実際にこのようになった際は事務的な手続きだけで、変わりましたよというご報告はいたしますけれども、どこに影響するかという内容の報告はなしで手続きを進めさせていただこうと考えているものです。

会長

ということは、この環境影響の予測値の計算なのですけれども、資料 2-1 の土地利用変化があって、資料 2-2 の南西部のやつがあって、資料 2-3 の北東部の変化があってという、積み上げてきたのが資料 2-3 のヒートアイランドとか騒音とかの数値になっているのですか。ちゃんと。

事務局（丸谷主査）

はい。そのようになっております。

会長

ちょっと分かりづらいので、資料 2-1 と 2-2 の確定したものを 1 つにしたらいけないのですか。

事務局（丸谷主査）

すみません。これは、本日の説明の中で、段階を追ってというふうに思いましたので、3 つ作らせていただいたのですけれども、最終的には、今の状況で言いますと資料 2-2 の内容がそのまま評価書に反映されるものになっております。

会長

なるほど、そういう意味ですね。わかりました。

他何かございますか。

それでは、とりあえず、資料 2 についてはよろしいですか。資料 2-1 から 2-4 までと、あと、住民からの要望ということで資料 2-5 が新たに出てきているようだけれども、よろしいでしょうか。

それでは、資料 3 の審査会意見（案）の審議に入りたいと思うのですけれども、関連しまして、資料 1 関係あるいは資料 2 関係に戻ることも議論の中では出てくるかもしれませんが、これは出てきても構いません。それでは、資料 3、今回の審査会のまとめのような審査会意見（案）について、ご説明を頂きたいと思います。それではよろしくお願いします。

事務局（丸谷主査）

（資料 3 をもとに、吹田市環境影響評価審査会意見（案）について説明）

会長

ありがとうございます。今事務局からご説明のありました、資料 3 の審査会意見（案）ですけれども、これが一つたたき台になっておりますので、この表現はどうかとか、追加でこれを入れるべきではないかとか、そういうご意見が色々あるかと思っておりますので、忌憚のないご意見を聞かせていただきたいと思います。どこからでも結構です。

副会長

大変よくできている案だと思うのですが、言葉の言い方と申しますか、少し気を付けた方がいいのかなと思ったのが、『標準仕様』という言い方と『基本仕様』という、2 つの仕様の言い方があって、1 ページ目の「1 温室効果ガス・エネルギー（1）環境取組内容 イ」ですけれども、エネルギー使用の合理化に関する法律のところでは、省エネ基準については



『標準仕様』と書いてありますね。それで、次のページの「4 騒音 (1) 環境取組内容」では、2行目で『基本仕様』となっているのですね。これは販売の時の仕様の提示の仕方というのでしょうか、それにもよるのかなという気がするのですが、『基本仕様』という、これは必ず守りなさいと、これからは削れませんというか、そういう意味として理解して、だから、最低限の仕様であると、だから基本なのだと、こう理解していいと思うのですが、そういう、『基本仕様』とか『標準仕様』の説明と違いますかね。『標準仕様』の方は、場合によっては標準以下というのもあり得るような気もするのですが、それを我々として、いや、これはもう基本なんだと、というような言い方として、「省エネ基準を基本仕様で満たすこと」とここまで書くかというようなことを少し議論したほうがいいのかなというように思うのですけれども。いかがでしょうか。その、案を作られたご趣旨としてはどうなのでしょうか。

事務局（丸谷主査）

すみません、ご指摘いただきまして、この趣旨としては、1 ページ目の「1 温室効果ガス・エネルギー (1) 環境取組内容 イ」の『標準仕様』を『基本仕様』という形で、書こうとしておりましたので、事務局としては、ここの『標準仕様』の表記が誤りといいますか、これを『基本仕様』にさせていただくのが意図と沿うところになります。ご指摘ありがとうございます。

副会長

それでは、両方とも基本で最低限であると。だから、『(最低限)』という書き方でもいいですかね、基本ですから。そういうふうに少し修正をした方がいいのかもしれないね。

あと、同じところの「1 温室効果ガス・エネルギー (1) 環境取組内容 ウ」のところで、ここだけ『節エネ』になっているのですね。これは何か意図があるのでしょうか。『省エネ』でもいいような気がするのですけれども。

事務局（丸谷主査）

はい、吹田市の方で、これは環境基本計画を作った時の造語でもあるのですけれど、『省エネ』というのは機器、ハードでもできるのですけれども、この『節エネ』というのは人の取組、ソフトのという意味で、吹田市独自といいますか、吹田市が作った造語で、意味合いとして、人がやる、行動の部分を表す言葉として『節エネ』というのを使わせていただきたいというように考えております。

副会長

そうですね。了解しました。

会長

他何かございますか。

C委員

今の副会長のお話でして、省エネ機器の方が『基本仕様』に入れて、それを実績報告するというのだったら、「4 騒音」の方もかなり争点になっていますので、可能なら実績報告があってもいいのかなあというふうに思いました。

事務局（丸谷主査）

それにつきましては、どういう防音対策をしたかという実績報告を入れるような方向でさせていただきます。

会長

ありがとうございます。追加していただきたいと思います。他、何かございますか。

A先生、さっきおっしゃられていたようなことは、この騒音の項目の書き方でよろしいですか。

A委員

そうですね。細かく言うといっぱいありますので、この程度でもいいかと思いますが、ちょっと気になっておりました、解体工事のことは、もうすでに入っていたのでしたかしら。

事務局（丸谷主査）

そうですね、考え方としては、低騒音機器を使ったり、工事を分散化、平準化するというようなことが評価書案の中の環境取組で述べられておりましたので、そこをきちんと実行していただくところまで審査会意見（案）に入れるかどうかということで、今回は除かせていただいております。

A委員

はい、わかりました。

会長

他、何かございますか。よろしいですか。

それではですね、今出てきましたご意見を踏まえて、もう一度、審査会意見（案）の修正といたしますか、追加といたしますか、それをやりたいと思いますけれど、今後ですね、今日出てきた意見を踏まえまして、答申を作成していくわけですが、そこまでの流れですね、

特に今日、8人しかおりませんので、今日いらっしゃっていない委員の方々のご意見をどう反映するのかというようなことも含めまして、ちょっと手順をご説明いただけますか。

事務局（丸谷主査）

はい、それでは事務局の方から、審査会答申作成までの流れについてご説明させていただきます。ご審議を今ちようどしていただいております審査会意見（案）に本日頂きましたご意見の修正を加えまして、最終的にそれを会長、副会長にご確認いただくということで、審査会意見の答申を、事務局の方から修正したものをお示ししますので、最後は答申としてまとめて頂ければというふうに思っております。また、欠席委員の皆様につきましては、直前にはなったのですが、先週の金曜日に資料をお送りしてございまして、3月7日頃を目途にご意見があれば頂戴したいということで、させていただいておりますので、そちらの内容も踏まえまして、また、どういう意見があつて、どう反映するかというのは、会長、副会長の方にお諮りをさせていただきたいというふうに思っております。

会長

ありがとうございます。今日、この場で出てきた程度位でしたら、審査会意見（案）を皆様にご確認いただかなくてもいいかと思うのですが、欠席の委員の方から何かちょっと大きく変わるようなものが出てきましたら、やはり、それは事前に、メールか何かで結構だと思しますので、全委員の皆様方に事前確認していただいた方がいいのではないかと思います。軽微な修正でしたら、もう、二人の判断で審査会意見、答申としたいと思ひますし、これはちょっと皆様のご意見をお伺いしたほうがいいかなという判断がありましたら、事前に皆様方にご覧いただくということで、そういう手順にしたいと思ひます。それでは、最終的には、私と副会長の方にお任せいただくというようなことで、お願いしたいと思ひます。

それから、本日の審議ですと、行政協議が一部完了していないことと、それから住民要望の件で、道を抜いてほしいとか、擁壁が建つのが嫌だとか、そういう話があつたので、もしかしたらごたつく話があるかもしれませんけれども、答申をお出しするタイミングについて、そういうのが取り込めるようでしたら、行政協議で決まりきっていないものを入れる、あるいは住民要望をこういう形で入れるというのはあるのでしょうか。また、答申は年度内に出さなければならないとか、そういうことでもないわけですか。

事務局（丸谷主査）

はい、年度内に出さなければならないことはございません。変な言い方ですけども、答申が出されて、一旦審査会が終わった後に大きな変更がありますと、再アセスの対象とするかどうかということにも条例の制度上はなつてまいりますので、そちらの方が、手続きとしては、色々大きな変動をきたすこととなりますので、その辺の兼ね合いにつきまして

は、事務局の方から情報の提供をさせていただいて、答申を頂戴するタイミングというのを調整させていただければと思っております。

会長

わかりました。それでは、今、事務局からご説明がありましたように、今日の審査会のご意見の中で軽微だと判断できるものについては、タイミングを見計らって出させていただきますし、タイミングも含めまして、これはやはり皆様にご意見をお伺いしたほうがいいという判断でしたら、またもう一度、メールでお送りして、事前にご確認いただくなり、手続きを取りたいと思えますけれども、それでご了承いただけますでしょうか。よろしくお願いたします。

それでは、本日の審査会はこれで終了にしたいと思います。どうも本日はありがとうございました。